

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について

1 指定する施設

すみだステップハウスおおぞら 墨田区文花一丁目32番7号

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者の概要

名称 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

所在地 東京都墨田区向島三丁目36番7号

代表者 理事長 久保 孝之

(1)沿革 昭和63年10月1日設立

(2)事業の実績 墨田区からの指定管理(平成26年4月1日現在)
平成18年度～ すみだ福祉保健センター、墨田母子生活ホーム、
うめわか高齢者在宅センター、梅若ゆうゆう館
平成22年度～ すみだステップハウスおおぞら

4 選定経過及び選定理由

(1)募集等について

本施設は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害者総合支援法に基づく生活介護事業の2事業を実施しているが、統一かつ一体的に安定して事業運営を担うことができる適切な事業者が、未だ育成途上の状況である。そのため、本施設については、現在の指定管理者によれば安定して質の高いサービスを提供できる等の理由により、公募をせずに管理・運営を代行させることとした。

(2)選定作業

平成26年10月21日に開催した墨田区指定管理者選定委員会において、選定基準である、利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目にあわせ事業提案を審査した。

(3)選定理由

選定した事業者の事業提案は、利用率の向上や利用者の立場に立った事業提案など、区が求める業務水準以上の提案であり、利用者への更なるサービスの向上や効率的で安定した施設運営が十分に期待できるものであった。

以上のことから、本事業者は「すみだステップハウスおおぞら」の設置目的に合致するとともに、障害児、障害者等の社会的自立を促し、その福祉の増進及び生活の充実に寄与する着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

5 業務計画の要点

(1) 基本理念

すみだステップハウスおおぞらの管理運営を行うにあたり、質の高いサービスを安定的かつ継続的に事業展開するため、墨田区社会福祉事業団は、以下の経営理念に基づき運営に取り組んでいく。

ア 利用者の人権を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供すること。

イ 事業団の有する資源を最大限に生かし、効率的・効果的な管理運営に努めること。

ウ 地域福祉の向上に貢献すること。

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上

にじの子（障害児通所支援事業）において、集団療育の実質的な受入人数を増やすため、療育当日に欠席が生じた場合、待機者を受け入れるよう配慮する。また、保護者支援等の一環として、子育てに悩む保護者に対してペアレントトレーニング等を実施する。さらに、保護者面接を土曜日に設定することでゆとりを持って丁寧な対応が可能となる。

ひだまり（生活介護事業）において、音楽リズム活動やスヌーズレン活動（光や音による感覚刺激を取り入れた活動）等により利用者の興味を引出し、感覚刺激による身体機能の維持、向上を図る。さらに、コンピューターを活用した活動（パソコン部）を提供することにより、機材の使用方法等の習得はもとより、広報誌（ひだまり新聞）などの作成、配布による社会的役割の創出を図る。

イ 効率的・効果的な施設の管理

（ア）指定管理料：129,580千円

（イ）すみだステップハウスおおぞらとすみだ福祉保健センターで一元的に職員採用を行うことで、福祉人材の有効活用による「質の高い支援の維持」と「人件費削減」が実現できるとともに、各施設の設備機能や専門的支援教材等の備品などを有効活用することで「経費削減」を図り効率的な運営を実施する。

ウ 事業計画の遂行能力

職員の人材育成に力点を置き、十分な研修体制を策定するとともに、「業務目標制度」を導入することにより、資質・モラルの向上を図る。

また、個人情報保護規程、情報公開規程を定めている。加えて、感染予防マニュアル等想定される各種の事象に対応できるよう危機管理体制を整えている。

審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査

7名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人 墨田区社会福祉 事業団
1 利用者サービスの向上 (40点×7人=280点)	222点
(1)利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2)施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3)利用者サービスの向上につながる、新たな療育等の独自の提案があり、実現が可能か (4)利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか (5)提供プログラムの内容を充実させるための仕組みづくり等の取り組みがあるか	
2 効率的・効果的な施設の運営 (30点×7人=210点)	169点
(1)施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2)施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (3)提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4)区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか (5)利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か	
3 事業計画の遂行能力 (30点×7人=210点)	161点
(1)経営状況及び財政基盤は安定しているか (2)職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3)管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か (4)個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5)災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	
合計点 (100点×7人=700点)	552点